J R 旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の 収 入 原 価 算 定 要 領

国 土 交 通 省 鉄 道 局

(平成12年3月1日 鉄業第10号)

(一部改正 平成15年6月23日 国鉄業第25号)

(一部改正 平成16年3月31日 国鉄幹第34号 国鉄都第56号 国鉄業第107号)

(一部改正 平成17年4月1日 国鉄業第108号)

(一部改正 平成21年5月27日 国鉄業第16号)

(一部改正 平成23年7月27日 国鉄業第48号)

(一部改正 平成29年5月16日 国鉄事第36号)

(一部改正 平成30年4月1日 国鉄事第231号)

(一部改正 令和6年3月29日 国鉄事第890号)

JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の 収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客運賃の算定に適用する。

第1章 総則

1. 適用範囲

本要領は、別表1に掲げる鉄道事業者及び軌道経営者に対して適用する。

2. 用語の意義

本要領において使用する用語は、鉄道事業法、軌道法及び鉄道事業会計規則において使用する用語の例による。

なお、本要領においては線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費については次のとおりとする。

(1)線路費

線路保存費から電灯料、固定資産除却費、新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額、新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額(貸方)及び研究開発費を控除し、鉄道線路使用料並びに保守管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

(2) 電路費

電路保存費から電灯料、固定資産除却費及び研究開発費を控除し、保守管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

(3) 車両費

車両保存費から動力費、電灯料、固定資産除却費及び研究開発費を控除し、 車両使用料並びに保守管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に 係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

(4)列車運転費

運転費から動力費、電灯料及び研究開発費を控除し、輸送管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

(5) 駅務費

運輸費から電灯料、固定資産除却費、研究開発費、鉄道線路使用料及び車両使用料を控除し、輸送管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に係る人件費及び経費の一部を加えたもの。

第2章 収入・原価の算定方法及び手順

第1節 一般原則

1. 基本原則

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

2. 原価計算期間

原価計算期間(平年度)は、3年間とする。

3. 部門別区分経理等

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価を算定するため、実績年度における鉄軌道事業部門収支を次の方法により算定する。

- (1)経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別な損益は、原則としてこれを除外する。ただし、大規模災害等により、鉄道施設の喪失若しくは修繕に伴う災害損失、災害損失引当金等の特別損失を計上した場合又は受取保険金、災害損失引当金戻入益等の特別利益を計上した場合は、過去10年間に計上した当該特別損失から特別利益を控除した額の年度平均額を原価の算定の対象とすることができる。
- (2) 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。
 - (ア) 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業 部門に帰属させる。
 - (イ)他部門と関連する収入及び原価は、原則として、次の配賦基準により鉄 軌道事業部門分担分を算定し、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。
 - ①雑収入 実績年度専属営業収入割合とする。
 - ②経営安定基金収入及び費用 実績年度専属固定資産割合とする。
 - ③雑支出 減価償却費及び売上原価を除く実績年度営業費割合とする。

- ④受取利息、法人税等 実績年度専属固定資産割合とする。
- (ウ) 投融資については、これを独立の事業部門として処理する。

第2節 収入

- 1. 旅客運賃収入
- (1) 旅客輸送量

過去の輸送実績を基礎として推定するとともに、これに過去及び将来の特殊 要因を考慮し、定期外及び定期別に推定輸送量を算定する。

(2) 運賃収入

(ア) 所要運賃収入額

運賃収入の算定においては、上限運賃により収入額を算定する。 なお、複数の上限運賃を決定する場合は、それぞれの上限運賃により収 入額を算定する。

(イ)次の方法により定期外及び定期別の運賃収入を算定する。

なお、学生、障害者等に対して行う割引(新たに実施する場合を含む。) 等の特殊要因にあってはこれを考慮する。

①改定前収入

定期外、定期別に実績年度の1人平均支払運賃を推定輸送量に乗じて算定する。

②改定後収入

逸走前改定収入は、定期外、定期別に算出した1人平均支払運賃を 推定輸送量に乗じて算定する。

逸走後改定収入は、定期外、定期別に逸走・旧運賃繰入等による減収額を逸走前改定収入から控除する。

(ウ) 逸走

過去の運賃改定時における逸走を基礎として算定する。

2. 特別急行料金等収入

旅客運賃収入の推計方式に準じて算定する。

3. 鉄道駅バリアフリー料金収入

旅客運賃収入の推計方式に準じて算定する。

4. 手小荷物、郵便物及び貨物運賃収入

過去の実績を基礎として推定した数量に平年度推定の1個当たり又は1トン 当たり単価を乗じて算定する。

5. 鉄道線路使用料収入

鉄道線路使用料に推定業務量を乗じて算定する。

- 6. 運輸雑収
- (1) 厚生福利施設収入

過去の実績を基礎として全事業に係る総額を算定し、各事業部門に実績年度 専属職員数割合で配賦する。

- (2) 車両使用料収入、駅共同使用料収入及び発売手数料収入 過去の実績を基礎として算定する。
- (3) その他の運輸雑収 過去の実績を基礎として算定する。

7. 営業外収入

(1)受取利息

投融資に係るものを除く受取利息は、全事業に係る総額を過去の実績を基礎 として算定し、各事業部門に実績年度専属固定資産割合で配賦する。

(2) 経営安定基金運用収入

全事業に係る総額を過去の実績を基礎として算定し、投融資部門を除く各事業部門に実績年度専属固定資産割合で配賦する。

(3) 受取利息以外の雑収入

全事業に係る総額を過去の実績を基礎として算定し、各事業部門に実績年度 専属営業収入割合で配賦する。

8. 準備金取崩額

特定都市鉄道整備準備金取崩額として、準備金の金額に各年度の月数を乗じて積立を行った事業年度の合計月数で除して得た額を計上する。

第3節 原価

1. 運賃に係る原価

運賃に係る原価は、次の2から17までを合計した総括原価とする。

2. 線路費、電路費、車両費、列車運転費、駅務費の適正コスト 線路費、電路費、車両費、列車運転費、駅務費の適正コストは、次の方法により算定する。

(1)基準コストの算定

- (ア)線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費の各費目ごとに基準コスト算定のために公表された最新の基準単価算定のための回帰式及び平年度の推定業務量による指標を用いて平年度の基準単価を算定する。
- (イ) 各費目ごとに基準単価に施設量を乗じ平年度の基準コストを算定する。
- (ウ) 基準コストの算定に当たっては、各費目ごとに、人件費については原則として賃金構造基本統計調査(産業別)を、経費については原則として消費者物価地域差指数をそれぞれ用いて設定した地域差指数を実績年度の人件費・経費割合により加重平均して算出した平均地域差指数を用いて、人件費及び経費の地域差を考慮する。
- (2) 基準コストが実績コストを上回る場合の調整

実績年度において、各費目ごとに基準コストが実績コストを上回る鉄軌道事業者については、各費目ごとに平年度の基準コストに実績コストを加え、これに2分の1を乗ずる。

(3)経年変化努力率

各費目ごとに、前回運賃改定時の実績年度及び今回運賃改定時の実績年度に おける実績コストと基準コストとの乖離度を比較して、経年変化度を算定し、 その2分の1を補正率とし、これを平年度の基準コストに乗じて加減する。

基準コストが実績コストを上回る場合にあっては、(2)の調整を行った後 補正率を乗じて加減する。

なお、長期間(10年程度)運賃改定を行わなかった鉄軌道事業者には適用しない。

(4)物価上昇率

各費目ごとに、人件費については原則として賃金構造基本統計調査の上昇率の5年単純平均(地域別・産業別)又は鉄軌道事業者の人件費の上昇率の実績を、経費については原則として消費者物価指数(生鮮食品及びエネルギーを除く。)の上昇率の5年単純平均(地域別)をそれぞれ用いて設定した平年度内

に見込まれる上昇率を実績年度の人件費・経費割合により加重平均して算出した平均物価上昇率を(3)に乗じて平年度の適正コストを算定する。なお、上昇率については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する(6において同じ。)。

3. 車両使用料収入、駅共同使用料収入、発売手数料収入、鉄道線路使用料収入及び厚生福利施設収入に係る人件費及び経費相当額

積み上げにより算定した収入に実績年度における鉄軌道事業の総費用に対する人件費及び経費の割合を乗じて算定する。

なお、鉄道線路使用料収入に係る人件費及び経費相当額の算定に当たっては、 鉄道線路使用料の算出基礎が人件費及び経費相当額であるものは鉄道線路使用 料収入の総額とし、鉄道線路使用料の算出基礎が減価償却費、諸税及び支払利息 相当額であるものは含まないものとする。

4. 特別急行料金等収入及びその他の運輸雑収に係る人件費及び経費

線路費、電路費、車両費、列車運転費及び駅務費の平年度実績コスト(平年度 基準コストに実績年度における基準コストに対する実績コストの割合及び人件 費上昇率及び消費者物価指数の加重平均を乗じたものをいう。)の合計に運賃収 入(第2節の規定により算定した運賃収入をいう。)に対する特別急行料金等収 入及びその他の運輸雑収(第2節の規定により算定した特別急行料金等収入及び その他の運輸雑収をいう。)の割合を乗じて算定する。

5. 車両使用料、駅共同使用料、発売手数料及び鉄道線路使用料に係る減価償却費、 諸税及び支払利息相当額

過去の実績を基に算定した費用に実績年度における鉄軌道事業の総費用に対する総費用から人件費及び経費を控除した額の割合を乗じて算定する。

なお、鉄道線路使用料に係る減価償却費、諸税及び支払利息相当額の算定に当たっては、鉄道線路使用料の算出基礎が減価償却費、諸税及び支払利息相当額であるものは鉄道線路使用料の総額とし、鉄道線路使用料の算出基礎が人件費及び経費相当額であるものは含まないものとする。

6. 動力費等

(1) 電気動力費及び内燃動力費

実績年度の車両走行キロ当たり動力量に運転計画に基づく車両走行キロを

乗じて使用動力量を算出し、これに平年度の動力費単価を乗じ、さらに原則として消費者物価指数(電気動力費においては電気代、内燃動力費においてはガソリン)の上昇率の5年単純平均(電気動力費においては全国、内燃動力費においては地域別)を用いて設定した平年度に見込まれる物価上昇率を乗じて算定する。

(2) その他の動力費

過去の実績を基礎として算定する。

(3) 電灯料

過去の実績を基礎として使用電灯量を算出し、これに平年度の電灯料単価を乗じ、さらに原則として消費者物価指数(電気代)の上昇率の5年単純平均(全国)を用いて設定した平年度に見込まれる物価上昇率を乗じて算定する。

(4) 再生可能エネルギーを導入した場合の取扱い

再生可能エネルギーの購入に当たって電力会社との長期契約を締結した場合においては、個別事情を勘案して算定する。

7. 賃借料

過去の実績を基礎として算定する。

8. 固定資産除却費

将来の工事費に過去の工事で発生した平均除却費割合を乗じて算出した除却費と将来の工事費に過去の工事費に対する固定資産期中減少額の割合を乗じて算出した固定資産の期中減少額に過去の平均除却損割合を乗じて算出した除却損を加算して算定する。

9. 引当金繰入額・取崩額

新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額 (貸方)として、全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき算定する。

10. 研究開発費

鉄軌道事業者が提出する平年度における研究及び開発に係る計画に基づき積 み上げにより算定した額から、当該研究及び開発に係る電灯料を除いて算定する。

11. 諸税

(1) 事業税(付加価値割及び資本割)

地方税法の規定に基づき積み上げにより算定し、各事業部門に実績年度専属

営業費割合により配賦する。

- (2) 固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税 地方税法の規定に基づき積み上げにより算定する。
- (3) その他の税金 過去の実績を基礎として算定する。

12. 減価償却費

実績年度末における鉄軌道固定資産及び鉄軌道事業分の各事業関連固定資産 に工事計画等による資産を加減算したものを基礎とし、事業者の採用している償 却方法により算定する。

上記に加え、次に掲げる方法により減価償却費を算定することができる。これらの方法により減価償却費を算定して運賃改定を行う場合、これにより運賃水準が急激に上昇し利用者の利益を損なうことのないよう留意する。運賃改定の認可に当たっては、有効期間等に関する条件を付す。

(1) 平年度を超える期間における減価償却費の算定 鉄軌道事業者が提出する計画に基づき、平年度を含む6年間を限度として定める期間の年平均額で算定する。

(2) 政策的に必要性の高い設備投資に対応する減価償却費の算定

鉄軌道事業者が提出する平年度期間中の政策的に必要性の高い設備投資(国土強靭化関係、安全対策関係、環境対応関係、DX関係等)に関する計画に基づき、計画に記載された設備投資の合計額の範囲内で、当該設備投資に対応する既存設備の減価償却費の未償却額を50%の範囲内で加算して算定する。

13. 雑支出

営業外費用総額から支払利息及び社債発行差金(償却を含む。)を控除して得た額を基礎として、過去の実績により総額を算出し、実績年度専属営業費割合で配賦する。

14. 経営安定基金運用費用

積み上げにより全事業に係る総額を算定し、投融資部門を除く各事業部門に実 績年度専属固定資産割合により配賦する。

15. 法人税等

16により算出する事業報酬から、平年度において見込まれる鉄軌道事業部門の支払利息を控除して算定した課税標準を基礎として算定する。

16. 事業報酬

事業報酬は第3章において定めるところにより算定する。

17. 準備金繰入額

特定都市鉄道整備準備金繰入額は、改定後旅客運賃収入見込額に積立割合を乗じて算定する。

第3章 事業報酬

事業報酬は、真実かつ有効な事業資産の価値(以下「レートベース」という。) に、報酬率を乗じて算出した額とする。

1. 事業資産 (レートベース)

レートベースは、次の①から⑦の合計額から⑧を減算した額とする。

- ①期首・期末平均固定資産
- ②期首・期末平均建設仮勘定
- ③営業費(減価償却費・諸税を除く。)の4%相当額
- 4)貯蔵品
- ⑤繰延資産(社債発行差金を除く。)
- ⑥鉄軌道事業部門に係る関連事業資産(各事業部門の専属営業費割合等により 分担したもの。)
- ⑦差入れ保証金
- ⑧預かり保証金・特定都市鉄道整備積立金充当額

なお、第2章第3節12(1)を適用する場合、当該期間に係る上記①及び② を含めた年平均額とする。

2. 報酬率

報酬率は、次により算出した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とする。

なお、法定債務に係る報酬率は、法令等の定めによる。

(1) 自己資本報酬率

公社債応募者利回り及び全産業の自己資本利益率の過去5年平均(年数については、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。2において同じ。)を基に、以下の算定式により算定する。

ただし、全産業の自己資本利益率が公社債応募者利回りを下回る場合には、 公社債応募者利回りによるものとする。

【自己資本報酬率算定式】

自己資本報酬率=公社債利回り実績値+β×(全産業(陸運業を除く。)平 均自己資本利益率-公社債利回り実績値)

- ※公社債利回り実績値:国債(10年もの)、地方債、政府保証債の平均の過去5年平均
- ※β: (TOPIXの変化率と鉄道会社の株価変化率の共分散)÷(TOPIXの変化 率の分散)

なお、地下鉄グループ(東京地下鉄株式会社及び大阪市高速電気軌道株式会社を除く。)については、(1-配当性向(本要領を適用する鉄軌道事業者のうち配当の実績がある者の過去5年平均))を乗じ配当相当の報酬率を控除する。

(2) 他人資本報酬率

法定債務を除き、債務実績利子率の次のグループ別平均の過去5年平均とする。

- ・JRグループ1:別表1のJR旅客会社に掲げる事業者(北海道旅客鉄道株式 会社及び四国旅客鉄道株式会社を除く。)
- JRグループ2: 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社
- ・大手民鉄グループ: 別表 1 の大手民鉄に掲げる事業者及び東京地下鉄株式 会社
- ・地下鉄グループ:別表1の地下鉄に掲げる事業者(東京地下鉄株式会社を除く。)

3. 事業報酬額の調整

前回改定時の平年度3年間(第2章第3節12(1)を適用した場合は、計画

期間中)の設備投資計画総額に実績額が達していない場合には、その未達成額に 対応する報酬額を事業報酬額から減額するものとする。

第4章 その他

1. 路線の適用除外

別表2に掲げる路線については、次のとおり取り扱う。

- (1) 鋼索鉄道に係る旅客運賃収入原価の算定については、なお従前の例によるものとする。
- (2) (1) 以外の路線における原価の算定においては、「中小民鉄事業者の収入 原価算定要領について」(平成12年3月1日付け鉄業第11号)を準用する。
- 2. 「特別急行料金等収入」に係る人件費・経費

特別急行料金等の改定の場合は、第2章第3節4の「特別急行料金等収入」に 係る人件費・経費は別に定める特別急行料金等収入支出算定要領により算定する。

3. 減損会計を適用した場合の取扱い

固定資産の減損に係る会計基準に基づき減損を行った鉄軌道事業者については、必要に応じて税務申告上用いている金額を用いるなど、個別事情を勘案して 算定するものとする。 1. 適用期日

本要領は、平成12年3月1日以降の申請から適用する。

2. 経過措置

平成9年1月1日以降の最初の運賃改定(消費税及び地方消費税の転嫁のみを目的とする改定を除く。)については、別紙の経過措置による。

附 則(平成15年6月23日 国鉄業第25号)

1. 適用期日

本要領は、平成15年6月23日以降の申請から適用する。

附 則(平成16年3月31日 国鉄幹第34号 国鉄都第56号 国鉄業第107号)

1. 適用期日

本要領は、平成16年3月31日以降の申請から適用する。

附 則(平成17年4月1日 国鉄業第108号)

1. 適用期日

本要領は、平成17年4月1日以降の申請から適用する。

附 則(平成21年5月27日 国鉄業第16号)

1. 適用期日

本要領は、平成21年5月27日以降の申請から適用する。

附 則(平成23年7月27日 国鉄業第48号)

1. 適用期日

本要領は、平成23年7月27日以降の申請から適用する。

附 則(平成29年5月16日 国鉄事第36号)

1. 適用期日

本要領は、平成29年5月16日以降の申請から適用する。

附 則(平成30年4月1日 国鉄事第231号)

1. 適用期日

本要領は、平成30年4月1日以降の申請から適用する。

附 則(令和6年3月29日 国鉄事第890号)

1. 適用期日

本要領は、令和6年4月1日以降の申請から適用する。ただし、次の規定については、令和6年8月1日以降の申請から適用する。

第1章

第2章第3節2.

6. (3)

10.

2. 経過措置

令和6年4月1日から令和6年7月31日までの間は、第2章第3節1中「2から17まで」は、「2から17まで(6(3)及び10を除く。)」とする。令和6年8月1日以降の最初の運賃改定(消費税及び地方消費税の転嫁のみを目的とする改定を除く。)においては、第2章第3節2(3)の規定は適用しない。

(別表1)

	事 第	 美 者	名
J	北海道旅		
R	東日本旅		
旅	東海旅客		<u></u> 社
客	西日本旅		
会	四国旅客		社
社	九州旅客		社
	東武鉄	道株式会	社
大	西武鉄	道株式会	社
	京成電	鉄 株 式 会	社
	京王電	鉄 株 式 会	社
	小 田 急	電 鉄 株 式 会	社
手	東京急行		社
_	京浜急行		社
	相模鉄	道株式会	社
		鉄 道 株 式 会	社
民	近畿日本		社
	南海電気	. 鉄道株式会	社
	京阪電気	. 鉄道株式会	社
	阪 急 電	鉄 株 式 会	社
鉄	阪神電気	ā 鉄 道 株 式 会	社
	西日本	鉄 道 株 式 会	社
	東京地	下 鉄 株 式 会	社
	大阪市高速	速電気軌道株式会	ὲ社
地	札	幌	市
	仙	台	市
_下	東	京	都
'' [横	浜	市
	名 さ	屋	市
鉄	名 d 京	都	市
	神	戸	市
	福	岡	市

(別表2)

	事	業者	名	路線名
大	西 武	鉄 道 株 式	法会 社	山口線
手	相模	鉄 道 株 式	法会 社	厚木線
	近 畿 日	本鉄道株	式 会 社	生駒鋼索線・西信貴鋼索線
民	南海電	気 鉄 道 株	式 会 社	鋼索線
鉄	京阪電	氢気 鉄 道 株	式 会 社	鋼索線
地	大阪市高速電気軌道株式会社			南港ポートタウン線
下	札	幌	市	軌道線
鉄	東	京	都	軌道線